

◆ 第4次三豊市男女共同参画プラン施策の具体的な取り組み状況一覧(施策体系別:令和5年度目標)

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和5年度の具体的な内容・目標値		担当課			
						具体的内容	具体的目標値				
1	I	人権の尊重	1	誰もが人権を尊重する社会の実現	(1) 人権を尊重する意識づくり	ア	人権に配慮した広報・啓発の推進	(ア)女性の人権に配慮した表現を意識するとともに、男性に対しても不平等感のない内容及び表現を推進していく。	(ア)随時	全庁各課	
								(ア)掲載内容については、随時チェックを実施。	(ア) -	秘書課	
								(イ)人権・同和問題講演会の実施。	(イ)参加者数600人	人権課	
2	I	人権の尊重	1	誰もが人権を尊重する社会の実現	(1) 人権を尊重する意識づくり	イ	各種メディアにおける人権尊重への取組	(ア)インターネットにおける自治体合同による差別書き込み監視に取り組みとともに、人権尊重に向けた啓発を推進します。	(ア)自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施する。ホームページ以外の媒体を活用しての啓発活動を検討する。	(ア)差別書き込みの監視回数月2回以上	人権課
								(イ)学校教育において、授業や講演会、研修会を通じて、児童・生徒のメディアリテラシーや情報モラルの育成を図ります。	(ア)差別書き込みの監視回数	(ア)月2回以上	学校教育課
								(ウ)少年育成センターを中心に、学校、家庭、地域と連携し「白ポスト」の活用により、性に関する有害環境浄化活動を推進します。	(イ)メディアリテラシーや情報モラルの育成のための授業や講演会・研修会を実施する。	(イ)年2回以上	
3	I	人権の尊重	1	誰もが人権を尊重する社会の実現	(1) 人権を尊重する意識づくり	ウ	相談業務の推進	(ア)人権擁護委員による相談事業や広報活動をはじめ、民生委員・児童委員の相談業務などを推進します。	(ア)相談事業月1回広報掲載 1回以上	人権課	
								(ア)民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。		福祉課	
4	I	人権の尊重	1	誰もが人権を尊重する社会の実現	(2) 性の多様性に対する理解の普及	ア	性の多様性に関する理解の普及	(ア)様々なマイノリティを含む多様な人材を積極的に活用する市のダイバーシティ対策について、市の広報紙やホームページ等を活用して周知します。	(ア)さまざまなマイノリティを含む多様な人材を積極的に活用できるよう、市民に広報やホームページ等で周知する。	(ア)広報、ホームページ掲載 2回以上	人権課
								(イ)当事者団体を交えた研修会や座談会を実施し、庁内における性の多様性についての理解を促進します。	(イ)当事者団体を交えた研修会・座談会の実施。	(イ)実施回数 1回以上	
								(ウ)「LGBTQ啓発講演会」の開催をはじめ、市の広報紙やホームページ、ポスター等を活用した情報の提供に努め、性の多様性についての理解を促進するとともに、アライの人数を増やします。	(ウ)LGBTQ啓発講演会の実施。	(ウ)1回	
5	I	人権の尊重	2	あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	ア	若年層に向けた啓発活動の推進	(ア)市の広報紙やホームページを活用して、若年層の「性暴力被害予防月間(4月)」等の周知や相談窓口の紹介を行い、意識啓発を図ります。	(ア)若年層の性暴力被害予防月間に合わせて、内容の周知や相談窓口をホームページ等に掲載し、意識啓発を図る。	(ア)広報4月号に掲載 ホームページ更新 1回	人権課
								(イ)児童・生徒がSNS等に惑わされることなく、保健体育科や道徳科、学活等の授業で性に対する適切な態度や行動を育成するとともに、関係機関と連携した啓発活動を推進します。	(イ)保健体育科や道徳科、学活等の授業において、児童生徒が性に対する正しい知識を身につけ、適切な態度や行動する力を育成するための学習を行う。関係機関と連携し、啓発活動を実施する。	(イ)年2回以上	学校教育課
6	I	人権の尊重	2	あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	イ	広報・啓発活動の推進	(ア)市内関係課が連携し「女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)」や相談窓口について、市の広報紙等を活用して周知します。	(ア)女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)の概要、相談窓口について周知する。	(ア)広報11月号に掲載	人権課
								(イ)香川県子ども女性相談センター等のDV関連リーフレットやカードを窓口に設置し「ストーカー規制法」「配偶者暴力防止法」等関連法律の趣旨や内容を周知します。	(イ)香川県子ども女性相談センター等のDV関連リーフレットやカードを窓口に設置し、啓発を行う。	(イ)窓口用100枚	子育て支援課
7	I	人権の尊重	2	あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	ウ	DVの早期発見・対応に向けた取組	(ア)市の広報紙やホームページを活用した広報やイベント、街頭キャンペーンを利用したリーフレットやカードの配布、カード設置場所の増設などを通じて、市民の通報義務の規定を市民に周知し、DVの早期発見、対応につなげます。	(ア)女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、街頭キャンペーンを実施。	(ア)年1回	人権課
									(ア)市の広報やホームページ、街頭キャンペーンにおいて、周知・啓発を行う。	-	子育て支援課
8	I	人権の尊重	2	あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	エ	児童・高齢者・障害者等への虐待防止に向けた啓発活動	(ア)児童、高齢者、障害者等への虐待防止に向けて、市の広報紙やメール、ホームページを活用した広報・啓発活動を推進します。	(ア)広報、ホームページで障害者虐待に関する普及啓発を行う。	(ア) -	福祉課
								(イ)イベントや11月開催の街頭キャンペーン時にリーフレットや啓発資料を配布し、周知・啓発を行う。	(イ)5か所以上の機関に配布		
								(イ)11月開催予定の街頭キャンペーン時に、リーフレットや啓発資料を配布し、周知・啓発を行う。	(ア)広報、ホームページで虐待に関する普及啓発を行う。	(イ)虐待防止の普及啓発資料配布 100人	

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		担当課
						具体的内容	具体的目標値	
9	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	オ 高齢者虐待の予防と早期発見・対応に向けた取組	(ア)「高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づいて対応するとともに、困難な事例は香川県虐待対応専門職チームと連携して対応します。 (イ)地域での見守り等による早期発見に努めるとともに、虐待に関する通報・相談を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応します。 (ウ)成年後見制度について、市のホームページやパンフレット等を活用して周知に努めるとともに、制度を適切に必要とする人が利用できるよう、専門職との連携を強化します。	(ア)「高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づいて対応するとともに、困難な事例は香川県虐待対応専門職チームと連携して対応する。 (イ)虐待に関する通報・相談を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応する。 (ウ)制度利用の促進に向けて体制を整備し、相談窓口や制度についての周知を市前講座や広報紙にて実施する。中核機関や司法関係の連絡先を記載したパンフレットを市内の金融機関に配布し、支援を必要とする人への周知と、中核機関への案内の協力を呼び掛ける。	(ウ)ホームページ、広報、防災無線で窓口や相談日等を周知する。広報紙等で権利擁護に関する取り組みや相談窓口の案内記事を掲載する。市内金融機関への中核機関の周知のパンフレット等を配布。	介護保険課
10	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	カ 障害者虐待の予防と早期発見・対応に向けた取組	(ア)「障害者虐待防止・対応マニュアル」に基づき迅速かつ適切に対応するとともに、対応困難事例は香川県虐待対応専門職チームと連携して適切に対応します。 (イ)障害者虐待進行管理会議を定期的に実施します。	(ア・イ)福祉課で障害者虐待対応進行管理会議の実施。	(ア・イ)年4回	福祉課
11	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	キ 児童虐待の予防と早期発見・対応に向けた取組	(ア)「三豊市児童対策協議会」を中心に、要保護児童及び家庭への適切な支援を実施します。また住民や関係機関からの情報提供を基に、虐待の早期発見や早期対応に努め、安全の確保を優先した迅速な対応に努めます。 (イ)「児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)」を通じて、関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見、予防に努めます。	(ア)要保護児童及び家庭への適切な支援を実施する。また、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携しながら、安全の確保を優先した対応に努める。 (イ)「児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)」の実施方法について、地域連携室にアドバイザーをもらい、ケースの理解を深め、支援を強化していく。	随時	子育て支援課
12	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(2) きめ細かな被害者支援体制の整備	ア 相談支援体制の周知	(ア)市の広報紙やホームページを活用して「女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～25日)」や「女性の人権ホットライン強化週間」「ごどもの人権110番」「DV等の相談窓口」等の周知をします。	(ア)「女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～25日)」や「女性の人権ホットライン強化週間」について周知する。	(ア)広報、ホームページに掲載 2回以上	人権課
						(ア)三豊市相談ダイヤルや各種相談窓口の周知を行う。	—	子育て支援課
						(ア)児童生徒や保護者に対し、相談窓口等の周知を行う。	(ア)年2回以上	学校教育課
13	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(2) きめ細かな被害者支援体制の整備	イ 相談支援体制の充実	(ア)三豊市相談ダイヤルでの電話相談を実施するとともに、市、県、医療機関、警察、自治会等関係機関が連携し、ケースに応じた迅速で適切な対応を図ります。 (イ)香川県子ども女性相談センターと連携し、配偶者暴力相談支援センターでの援助や支援につなげます。	(ア)三豊市相談ダイヤルでの電話相談を継続して実施するとともに、関係機関が連携し、適切な対応を図る。 (イ)香川県子ども女性相談センターと連携し、今後の援助方法を検討し支援につなげる。	随時	子育て支援課
14	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(3) ハラスメント防止対策の推進	ア 各種ハラスメントの防止に向けた取組	(ア)国や県等からの情報を市の広報紙やホームページで積極的に発信し、市内の企業におけるハラスメントを禁止する規定の整備を促進します。 (イ)各種ハラスメントに対する理解を深めるとともに、ハラスメント防止対策を図るため、市職員を対象とした研修を実施します。 (ウ)市の広報紙やホームページを活用して、各種ハラスメントについて周知します。	(ア)国、県等からの情報をHP上等で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (イ)職員の各種ハラスメントに対する認識と理解を深めるとともに、ハラスメントの発生を防止するために、職員研修を実施する。 (ウ)各種ハラスメントについて広報紙、ホームページに掲載する。	(ア)1回以上	産業政策課
						(イ)職員研修の実施	人事課	
						(ウ)広報、ホームページに掲載 1回以上	人権課	
15	II 意識の改革	3 男女共同参画の意識づくり	(1) 啓発活動と情報提供の充実	ア 広報・啓発活動の推進	(ア)セミナー、成人式等の開催時や市の窓口など、あらゆる機会や場所を活用して、男女共同参画プランの冊子、リーフレット等を配布します。 (イ)経営者向けセミナーをはじめ、講演会や講座など、市民、事業所向けの研修の充実を図ります。 (ウ)市の広報紙やセミナー等を活用して、家庭、地域、職場における固定的な性別役割分担の見直しに向けた啓発を推進します。 (エ)市の広報紙やホームページをはじめ、市内の公共施設の展示スペース等の活用により「男女共同参画週間」を周知し、男女共同参画意識の向上を図ります。	(ア)セミナー・成人式等の開催時や窓口にて、男女共同参画プランの冊子・リーフレット等を配布する。 (イ)経営者向け女性活躍推進セミナーを開催する。 (ウ)広報紙、女性活躍推進セミナー等を活用し、市民に広く啓発を行う。 (エ)広報紙やホームページで週間の概要を周知し、男女共同参画への意識の向上を図る。また、図書館と共催し企画展を行う。	(ア)配布数 1,000枚 (イ)1回 (ウ)1回以上 (エ)広報紙、ホームページ掲載 各1回 企画展 1回	人権課
16	II 意識の改革	3 男女共同参画の意識づくり	(1) 啓発活動と情報提供の充実	イ 市民団体等への支援	(ア)市民団体等が行う男女共同参画の推進に向けた取組や性の多様性に関する啓発活動を支援します。	(ア)三豊市男女共同参画推進・性の多様性に関する啓発活動補助金の交付を行う。	(ア)2団体	人権課
17	II 意識の改革	3 男女共同参画の意識づくり	(1) 啓発活動と情報提供の充実	ウ 情報の提供・発信の充実	(ア)男女共同参画に関する国や県等の情報を市の広報紙やホームページで周知します。 (イ)市の広報紙やホームページの男女共同参画コーナーの充実を図るとともに、国や県等のパンフレットの配布などにより、市民への情報発信に努めます。 (ウ)「三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議」の事業や加入団体が開催するイベント等の情報発信を支援します。 (エ)男女共同参画に関するDVDや資料等を収集し、啓発に努めます。	(ア)国や県等の情報について、広報紙やホームページで周知する。 (イ)広報紙やホームページの男女共同参画コーナーを充実し、国や県などのパンフレット等を配布することで、市民へ情報発信する。 (ウ)三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議加入団体等のイベント等についての情報を収集し周知する。 (エ)男女共同参画に関するDVDや資料等を収集し、啓発に努める。 (エ)男女共同参画に関する図書資料充実を図るため、配架状況を確認しながら選書・購入に努める。	(ア)2回以上 (イ)3回以上 (ウ)2回以上 (エ)1回以上	人権課
						(エ)30冊程度	生涯学習課	

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名		取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		担当課
				No.			具体的内容	具体的目標値	
18	Ⅱ 意識の改革	3 男女共同参画の意識づくり	(2) 若い世代の心を大切に男女共同参画の推進	ア	地域の大学と連携した男女共同参画の推進	(ア)地域の大学と「インターンシップ研修生派遣協定書」を締結し、大学の先生による放課後児童クラブ支援員向けの研修を行います。大学への働き掛けを推進し、その研修に、一人でも多くの学生に参加してもらえるよう努めます。	(ア)四国学院大学とのインターンシップ協定の締結を見直す協議を行い、インターンシップを問わず、幅広い活動方法の受け皿として参加できる施策を講じる。	—	子育て支援課
19	Ⅱ 意識の改革	3 男女共同参画の意識づくり	(2) 若い世代の心を大切に男女共同参画の推進	イ	家庭での男女共同参画意識の向上	(ア)子どもの「家庭での手伝い」の大切さを保護者に周知し、家庭での仕事を大人と一緒にできるよう促進します。	(ア)教育方針の中で「手伝い」の大切さを保護者に継続的に伝え、生活調へなどを通して、家庭で一緒にできるような工夫をする。	(ア)保護者への啓発⇒年1回以上	保育幼稚園課
						(イ)保育所や保護者会等で人権意識を啓発する講演会や研修会を実施するとともに「協働子育て」を呼びかけます。	(イ)保育所、保護者会等で人権意識等啓発のための講演会や研修会を実施するとともに、協働子育てを呼びかける。	(イ)講演会や研修会の開催⇒年1回以上	
20	Ⅱ 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(1) 教育・保育の場における男女共同参画の推進	ア	男女平等の視点に立った教育・保育の推進	(ウ)学校だより等で保護者に男女共同参画意識を啓発します。また保護者の個性や能力を生かしたPTA活動の実施に努めます。	(ウ)学校で取り組んだ内容を学校だより等で発信し、保護者啓発につなげる。個性や能力を活かしたPTA活動を工夫する。	(ウ)年2回以上	学校教育課
						(ア)保育士等が男女共同参画意識をテーマとした紙芝居を教材として活用するなど、日常生活や保育の中で、児童に対する男女の固定観念にこだわらない指導に取り組みます。	(ア)保育士自身が意識をもち、男女共同参画意識をテーマとした紙芝居を活用した保育を実施する。	(ア)紙芝居の活用⇒年1回以上	保育幼稚園課
21	Ⅱ 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(1) 教育・保育の場における男女共同参画の推進	イ	教育関係者の男女共同参画意識の向上	(イ)社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることを目指すキャリア教育を推進します。	(イ)道徳や学活、総合的な学習の時間等において、発達段階に応じたキャリア教育を実施する。	(イ)年3回以上	学校教育課
						(ウ)教育・保育の場において、男女共同参画の視点に立った環境を整備します。	(ウ)委員会や係活動、学校行事において、男女平等の視点に立った役割分担を行い、協力して取り組む体制を整える。	(ウ)年間を通して実施	
22	Ⅱ 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(2) 多様な学びの場の充実	ア	多様な学びの場への男性参加の推進	(エ)男女が共に協力して、学校行事や活動を実施できるよう取り組みます。	(エ)児童生徒が主体となり、男女がともに協力して取り組む学校行事や児童会・生徒会活動を実施する。	(エ)年3回以上	生涯学習課
						(オ)「望ましい勤労観、職業観」「性差の正しい理解」「生命の尊重」等、男女共同参画に関する教材を活用した意識啓発を推進します。	(オ)学級担任や図書担当職員、学校図書館司書が男女共同参画に係る図書教材の選定を行う。	(オ)年間を通して実施	人権課
23	Ⅱ 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(2) 多様な学びの場の充実	イ	男女共同参画に関する情報の提供	(カ)家庭科の授業等で、家庭や地域の一人として、進んで行く意欲や実践力を育成します。	(カ)家庭科の授業を通し、衣食住、保育等について学び、家庭・地域の一人としての意識の向上と実践力を育成する。	(カ)年1回以上	生涯学習課
						(ア)個性や能力を生かせる校務分掌等の役割分担に努めます。	(ア)県や国からの情報を各種団体へ提供する。	(ア)2回以上	人権課
24	Ⅱ 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(2) 多様な学びの場の充実	ウ	生涯学習の場を活用した取組	(イ)関係課と連携して、みとよ未来図書館で「男女共同参画展」を開催し、行政課題の発信、啓発を図ります。また、男女共同参画週間には展示図書を貸し出して、男女共同参画週間の周知に努めます。	(イ)男女共同参画週間のある6月にみとよ未来図書館において、人権課と共同で男女共同参画展を開催し、男女共同参画に関する認識度の高揚や行政課題の発信・啓発に努める。	(イ)年2回以上	生涯学習課
						(イ)「子ども広場」の開催。	(イ)男女共同参画に関する公民館行事の開催。	(イ)年1回以上	生涯学習課
25	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(1) 政策・方針決定過程における女性活躍の促進	ア	政策・方針決定過程への女性参画の推進	(ア)各種審議会等への女性委員登用を各課へ呼びかけます。また女性委員の割合を市の広報紙等で公表します。	(ア)各種審議会等への女性委員登用への各課への呼びかけを行う。	(ア)随時	全庁各課
						(イ)「市民に開かれた議会」を目指し、市の議会だよりやホームページ、インターネットライブ中継等の媒体で啓発活動を推進します。	(イ)各種審議会等への女性委員登用を各課へ呼びかけるとともに女性委員比率を広報紙で公表する。	(ア)審議会等の女性委員の割合30%	人権課
						(ウ)選挙に関して、常時啓発及び選挙時啓発を通じて、選挙に関する知識、関心を高め、投票を促進します。	(イ)本会議、予算・決算特別委員会、常任委員会(付託案件のみ)のインターネット映像配信(ライブ・録画)を行う。	(イ)配信割合100%	議会事務局
						(ウ)①小中学校の生徒会選挙での投票箱等の貸出し。 ②高等専門学校での選挙啓発出前授業の実施。 ③明るい選挙啓発ポスター募集。	(ウ)①投票箱の貸出し:4件 ②出前授業:1件 ③ポスター応募:300人		総務課

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		担当課
						具体的内容	具体的目標値	
26	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり重点	(1) 政策・方針決定過程における女性活躍の促進	イ 行政機関における女性参画の推進	(ア)職員に対する休暇や育児休業、時差出勤、在宅勤務等の制度を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。	(ア)職員周知の実施 (オ)副主任級以下の女性職員配置	人事課
					(イ)全職員を対象に企画、立案能力やコミュニケーション能力の向上、ハラスメント防止等の研修を実施し、能力、資質向上を図ります。			
27	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり重点	(2) 誰もが能力を発揮できる機会の拡充	ア 女性の活躍促進に向けた取組	(ア)国や県等からの情報を市の広報紙やホームページで紹介し、企業や団体における女性の参画を促進するとともに、性別にとられない管理職や役員の育成を促進します。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。	(ア)1回以上	産業政策課
					(イ)内閣府男女共同参画局や厚生労働省の女性の活躍推進法特集ページ等を周知し、ポジティブ・アクションの更なる浸透を図ります。	(イ)内閣府男女共同参画局、厚生労働省女性の活躍推進法特集ページ等をホームページで紹介する。	(イ)2回以上	人権課
28	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり重点	(2) 誰もが能力を発揮できる機会の拡充	イ 地域で働く女性のネットワークづくり	(ア)事業者交流会やヒアリングを開催し、女性事業者の意見を聞き取るとともに、地域で働く女性のネットワークづくりにつなげます。	(ア)観光交流局と連携し、事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かす。	(ア)1回以上	産業政策課
					(ウ)賞金格差の是正や「パートタイム・有期雇用労働法」に基づく待遇の改善などについてセミナー等を開催し、経営者層の意識改革を図ります。	(ウ)セミナー等を開催し、待遇改善の意識改革を図る。	(ウ)1回以上	
29	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	ア 農林水産業・商工自営業等における実態調査	(ア)国勢調査結果や農林業センサスデータ等を活用し、農林水産業や商工自営業等で働く女性の実態を調査することにより、現状を分析し課題を整理します。	(ア)各種統計調査の結果を分析し課題を整理することで、産業振興施策に活かす。	(ア)1回以上	産業政策課
					(ア)国や県等からの男女共同参画に関する情報を市の広報紙やホームページで発信し、周知します。	(ア)データ等を活用して、女性の現状分析を行い、参画促進を図る。	(ア) -	農林水産課
30	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	イ 男女共同参画に関する学習機会の提供	(ア)国や県等からの男女共同参画に関する情報を市の広報紙やホームページで発信し、周知します。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図り、各種研修会や講習会への参加を促進する。	(ア)1回以上	産業政策課
					(イ)男女共同参画に関する各種研修会や講習会への幅広い層への参加を促進します。	(ア)各種リーダー研修会や講習会への参加を呼び掛け、農山漁村女性リーダーの育成に努めます。	(ア)女性参画や情報交換を促進し、女性リーダーの育成を図る。	(ア)イ・ウ・エ
31	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	ウ 方針決定や経営への女性参画の推進	(ア)よるず支援拠点や商工会による経営相談窓口を市のホームページで周知するとともに、国や県等の啓発ちらしを配布します。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。	(ア)1回以上	産業政策課
					(イ)家族経営協定締結の推進を図り、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。	(イ)女性参画や情報交換を促進し、女性リーダーの育成を図る。	(イ)ウ -	農林水産課
32	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	エ 女性が活動しやすい環境づくり	(ア)生活研究に関するグループの活動を支援するとともに、女性起業グループの県内外での広域交流を促進します。	(ア)多様な担い手の育成のため、あらゆる支援策を図る。	(ア)イ -	農林水産課
					(イ)担い手の取組が広く展開されるよう促進するとともに、新規就農者のほか兼業農家や定年帰農者、農業女子なども含めた多様な担い手の確保、育成に努めます。	(ウ)地域で受け継がれる郷土料理や特産食材の普及を図る。	(ウ)年5回	
33	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進重点	(1) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの促進	ア ワーク・ライフ・バランスに関する情報の発信	(ア)国や県等からの情報や「女性活躍推進法」に関する情報を市の広報紙やホームページ等で発信し、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。	(ア)女性活躍推進法について、広報紙やホームページ等で情報発信する。	(ア)1回以上	産業政策課
					(イ)女性活躍推進法特集ページ「えるぼし認定」や県ポータルサイト「かがわの女性の輝き応援団」等「かがわ女性キラサボ宣言」を紹介し、また厚生労働省のホームページ等を活用し、イクボスに関する情報を紹介します。	(イ)女性活躍推進法特集ページ「えるぼし認定」や県ポータルサイト「かがわの女性の輝き応援団」等「かがわ女性キラサボ宣言」をホームページで紹介する。また厚生労働省のホームページに掲載されているイクボスに関する情報を紹介する。	(ア)2回以上 (イ)1回以上	人権課
					(ウ)「三豊市企業人権・同和推進協議会」や商工会等を通じて、県内で実施される管理職セミナーや研修会などを市内企業に紹介し、事業主の参加を促進します。	(ウ)県内で実施される管理職セミナーや研修会などを三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて市内事業所に情報発信する。	(ウ)1回以上	
					(エ)ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるために、市民に向けてセミナーや研修会を開催します。	(エ)セミナーの開催。	(エ)1回以上	

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名		令和5年度の具体的内容・目標値		担当課
				No.	取組内容	具体的内容	具体的目標値	
34	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点	(2) 誰もが働きやすい職場づくり	ア 職業能力開発や就業の支援	<p>(ア)国や県等関係機関が開催する講座や研修会の情報を発信するとともに、市独自で研修会を開催し、女性デジタル人材の育成に努めます。</p> <p>(イ)市の広報紙やホームページを活用して、国や県等関係機関が開催する講座や「三豊・観音寺市合同就職説明会」「よろず支援三豊サテライト」など、再就職のための研修会の情報を積極的に発信するとともに、「非正規雇用労働者・在宅労働者の労働条件に関する法律や指針」の情報を発信します。</p> <p>(ウ)ハローワークと連携して「UIJターン就活支援WEBセミナー」等を開催するとともに、啓発ちらしの配布などを活用し、情報発信に努めます。</p> <p>(エ)「みとよ創業塾」を開催し、創業したい人を支援します。</p>	(ア)国や県等関係機関が開催する講座や研修会の情報を発信する。	(ア)1回以上	人権課
						<p>(イ・ウ)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。</p> <p>チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。</p> <p>(エ)創業塾の開催。</p>	(イ・ウ)1回以上 (エ)2回 受講者40名以上	産業政策課
35	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点	(2) 誰もが働きやすい職場づくり	イ 労働条件や環境の整備	<p>(ア)市の広報紙やホームページを活用して、国や県等からの情報を発信し、労働に関する相談窓口の周知を図ります。</p> <p>(イ)「経営者向けセミナー」での資料配布をはじめ「三豊市企業人権・同和推進協議会」や商工会等を通じて、市内企業における育児休業や介護休業の取得の促進に向けた「一般事業主行動計画」の策定を促進します。</p>	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。	(ア)1回以上	産業政策課
						<p>(イ)経営者向け女性活躍推進セミナーで資料を配布したり、三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて、市内事業所に「一般事業主行動計画」の策定に向けた情報発信をしたりする。</p>	(イ)3回以上	人権課
36	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点	(3) 仕事と家庭生活の両立に向けた支援の充実	ア 仕事と子育ての両立支援	<p>(ア)「みとよすくすく子育てサポートプラン」に基づき、多様な保育ニーズ等に対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。</p> <p>(イ)保育参観や「お父さん(お母さん)先生」に参加しやすい環境を整備するとともに、祖父などとの参加を促進します。またオンラインを活用した授業・保育参観を実施します。</p>	(ア)多様な保育ニーズ等に対応するため、放課後児童クラブや一時預かり等の子育て支援サービスの充実に努める。	—	子育て支援課 (社会福祉協議会)
						<p>(イ)私立保育所等が実施する延長保育事業に対して補助金を充てて事業援助を行い、子育て家庭のニーズに対応する。</p> <p>(イ)保育参観やお父さん(お母さん)先生について、実施期間や時間、回数などを工夫して参加しやすいものとする。またオンラインによる保育参観も検討する。</p>	(ア) — (イ) —	保育幼稚園課
37	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点	(3) 仕事と家庭生活の両立に向けた支援の充実	イ 男女が共に介護に参加できる環境づくり	<p>(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援体制の充実に努めます。</p> <p>(イ)男女が協力して介護に参加できるよう、家族介護教室の周知や意識啓発を推進します。</p>	(ア)高齢者や家族が介護保険制度や様々な地域資源を活用し安心して暮らせるように、定例相談や随時相談による速やかな対応及び関係機関との連携を図る。	(ア)高齢者相談 延べ2,500件	介護保険課
						<p>(イ)委託事業所に家族介護教室について、男女問わず参加できるように周知したり、介護者同士の交流ができるような内容で行うよう依頼したりする。介護支援専門員を通じて、介護者に意識啓発を行う。</p>	(イ)家族介護教室参加者数8回 延べ100人	
38	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点	(3) 仕事と家庭生活の両立に向けた支援の充実	ウ 男性の家事への参画促進	<p>(ア)生活習慣病予防等の講習会を実施し、料理の作り方や食生活の改善点を学べる機会を提供します。</p>	(ア)地区社会福祉協議会の開催する男性料理教室に食生活改善推進員が参加して、男性へ料理の作り方などを指導する。	(ア)10回	健康課 (社会福祉協議会)
39	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	7 地域における女性活躍の場の 拡大	(1) 地域活動における女性の参画 の拡大	ア 地域における女性参画の推進	<p>(ア)地域活動団体(各町まちづくり推進隊)への啓発リーフレットやグッズ配布等を通じて、自治会等地域役員への女性の参画を促進します。</p> <p>(イ)「かがわ男女共同参画推進員」に、男女共同参画事業への積極的な参加を呼び掛けます。</p>	(ア)市と自治会は、まちづくりにおける重要かつ対等なパートナーとして、自治会から自治会運営について相談があった際には、対等な立場から可能な助言を行う。	—	総務課
						<p>(ア)窓口へリーフレット設置、地域活動団体(各町まちづくり推進隊)への啓発リーフレットやグッズを配布。</p>	(ア)配布地域活動団体(各町まちづくり推進隊)7団体	地域戦略課
						<p>(イ)推進員の男女共同参画事業への参加を呼びかける。</p>	(イ)参加率 70%	人権課
40	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	7 地域における女性活躍の場の 拡大	(1) 地域活動における女性の参画 の拡大	イ 女性による地域経済活性化の 推進	<p>(ア)事業者交流会やヒアリングで女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に生かします。</p> <p>(イ)歴史探訪や文化講座など、女性を対象にした公民館の講座の充実とともに、交流の場として活用します。</p>	(ア)観光交流局と連携し、事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かす。	(ア)1回以上	産業政策課
						<p>(イ)女性対象の歴史・文化等に関する公民館講座の開催。</p>	(イ)年2回以上	生涯学習課
41	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	7 地域における女性活躍の場の 拡大	(2) 防災分野における男女共同 参画の推進	ア 男女共同参画の視点に立っ た防災体制の確立	<p>(ア)災害発生時の相談窓口に女性職員を配置し、女性への配慮を図ります。</p> <p>(イ)自主防災組織に女性役員の登用を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の整備を促進します。</p> <p>(ウ)各種訓練への参加など女性消防団による活動を促進し、市民の防災意識の向上に努めます。</p> <p>(エ)市防災会議委員における女性委員の割合を増やし、防災に関する政策・方針決定過程や防災現場における女性の参画を促進します。</p>	(ア)災害発生時の相談窓口 に女性職員を配置する。	(ア) —	危機管理課
						<p>(イ)自主防災組織結成時に女性職員の登用を周知する。</p> <p>(ウ)各種訓練等に参加し、防災啓発を行う。</p> <p>(エ)市防災会議委員に女性を委嘱する。</p>	(イ)50% (ウ)2回 (エ)30%	

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		担当課	
						具体的内容	具体的目標値		
42	IV 自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(1) 誰もが安心して暮らせるまちづくり	ア 高齢者福祉施策の推進	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化と推進を図ります。 (イ)介護保険サービス及び多様な高齢者福祉サービスの適切な提供により、介護する家族の負担の軽減を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進に努めます。	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きり教室、みとよ元気運動塾を実施。参加者の募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図る。 (イ)委託事業所に家族介護教室について、男女問わず参加できるように周知したり、介護者同士の交流ができるような内容で行うよう依頼したりする。介護支援専門員を通じて、介護者に意識啓発を行う。	(ア)脳きり教室 延べ人数1,510人 みとよ元気運動塾 延べ2,200人 (イ)家族介護教室 参加者数8回 延べ100人	介護保険課	
43	IV 自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(1) 誰もが安心して暮らせるまちづくり	イ 障害者福祉の推進	(ア)「三豊市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、多様な障害福祉サービスの適切な提供による自立支援をはじめ、障害者の就労支援や社会参加の促進を図るなど、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で共に暮らす「地域共生社会」の構築を目指します。	(ア)「三豊市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」が令和5年度末をもってその期間が満了することから、制度の変更や法律の改正等に対応した新たな「三豊市障害者計画(第6期)・障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)」を策定する。		福祉課	
44	IV 自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(1) 誰もが安心して暮らせるまちづくり	ウ 福祉に配慮した施設的设计	(ア)公共施設を対象とした、高齢者や障害者に優しい施設的设计についての審査・指導を行います。	(ア)高齢者や障害者に優しい施設的设计についての審査・指導。	(ア)8件	建築住宅課	
45	IV 自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(1) 誰もが安心して暮らせるまちづくり	エ 総合的な子ども・子育て支援施策の推進	(ア)「みとよ すすく子育てサポートプラン」に基づき、子どもが健やかに育つ環境づくりをはじめ、多様な働き方の実現と働き方の見直しや仕事と子育ての両立支援など、総合的な子育て支援施策を計画的に推進します。 (イ)「みとよ子ども未来応援計画」に基づき、全ての子どもが、家庭の環境や経済的な状況にかかわらず、等しく健やかに成長し、夢と希望を持って将来を歩んでいけるよう、関係機関と連携し、子どもを第一に考えた支援を総合的に推進します。	(ア)次期「みとよ すすく子育てサポートプラン」策定に向け、できる限り多くの子育て世帯を対象に、子育て支援施策に対するニーズを調査する。 (イ)「第2期みとよ子ども未来応援計画」に基づき、子どもを第一に考えた支援を総合的に推進する。	(ア)ニーズ調査 対象2,000世帯	子育て支援課	
46	IV 自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(1) 誰もが安心して暮らせるまちづくり	オ 生活支援の充実	(ア)パンフレットやポスター、市の広報紙やホームページ等を活用し、公的年金制度を周知するとともに、加入の促進を図ります。	(ア)広報紙への掲載。	(ア)年6回	市民課	
					(イ)隣保館で職業相談や健康相談を実施するとともに、職員は、各種研修を受講しスキルアップを図ります。 (ウ)民生委員・児童委員による心配事相談を支所単位で実施し、住民の不安の解消に努めます。	(イ)①職業相談や健康相談を実施する。 ②隣保館職員に各種研修の受講を呼びかける。 (ウ)民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。	(イ)①毎月実施 ②各種研修参加 1名×3館	人権課 福祉課 (社会福祉協議会)	
47	IV 自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(1) 誰もが安心して暮らせるまちづくり	カ ボランティア活動への参加促進	(ア)ボランティア清掃団体等へごみ袋を配布するなど、環境保全活動を支援します。 (イ)ボランティア活動や市民活動団体の情報を収集するとともに、市の広報紙やホームページを活用して市民に広く情報を発信します。また各種ボランティア講座やセミナーを開催し、ボランティア活動への市民の参加を促進します。	(ア)ボランティア清掃団体等へごみ袋を配布。 (イ)ボランティア活動や市民活動団体の情報収集。市の広報紙やホームページを活用して市民に広く情報を発信し、各種ボランティア講座やセミナーを開催し、ボランティア活動への市民の参加を促進する。	(ア)40団体	環境衛生課	
					(ア)多様な文化や価値観を持つ外国人市民も安心して暮らせるよう、相談窓口を周知します。 (イ)児童・生徒が国際感覚を養えるよう、授業や課外授業を通じて、オンライン等を活用した海外との交流活動を実施します。	(イ)障害者(児)支援ボランティア活動に必要な知識、技術等を市民に習得してもらい、障害者(児)が自立した生活を営むことができるよう支援する。	(イ)障害者(児)支援ボランティア養成研修会の開催	福祉課 (社会福祉協議会)	
48	IV 自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(2) 多文化共生社会の形成に向けた取組の充実	ア 国際理解と国際交流活動の推進	(ア)多様な文化や価値観を持つ外国人市民も安心して暮らせるよう、相談窓口を周知します。 (イ)児童・生徒が国際感覚を養えるよう、授業や課外授業を通じて、オンライン等を活用した海外との交流活動を実施します。	(ア)市ホームページで相談窓口の周知。 (ア)かがわ外国人相談支援センターについて、ホームページに掲載する。 (イ)オンライン等を活用し、海外との交流活動を実施する。	(ア)1回以上 (ア)1回以上 (イ)年1回以上	秘書課 人権課 学校教育課	
					(ア)「三豊市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、健康づくりの情報提供や相談窓口の充実、各種健康診査の内容の充実など、ライフステージに応じた心と身体の健康づくりを推進します。	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きり教室、みとよ元気運動塾を実施。参加者の募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図る。 (イ)県や三豊市で開催している障害のある人のスポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進する。 (イ)女性委員の研修参加回数	(ア)①各地区健康相談の実施。 ②健康診査(特定、若年)の実施。 ③女性がん検診の休日検診実施。 ④女性がん検診会場での託児。 ⑤歯と口の健康フェスタなどイベントでの健康づくりに関する情報発信。 ⑥女性の健康に関する普及啓発。(健康教育・幼児健診にて女性がん検診の受診勧奨)	(ア)①80回 ②受診率(特定:45%、若年:20%) ③3回 ④4回 ⑤2回 ⑥健康教育4回・受診勧奨約600名	健康課
					(イ)スポーツ推進員の委員や役員における女性の割合を増やすとともに、会合や行事、研修への女性の積極的な参加を促進します。	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きり教室、みとよ元気運動塾を実施。参加者の募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図る。 (イ)県や三豊市で開催している障害のある人のスポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進する。 (イ)女性委員の研修参加回数	(ア)脳きり教室 延べ人数1,510人 みとよ元気運動塾 延べ2,200人	介護保険課 福祉課 スポーツ振興課	

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		担当課
						具体的内容	具体的目標値	
50	IV 自立の支援	9 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援	イ	性と生殖に関する権利の確立  (ア)学校だより等を活用して、学校での取組を発信します。また養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談活動を推進するとともに、必要に応じて相談機関につなぎます。  (イ)「生命と性」に携わる職に就く人を特別講師に招いた講演会や養護教諭による性教育の授業を実施します。	(ア)授業での取組や児童生徒の感想等を学校だより等で発信する。養護教諭、SC、SSWIによる相談活動を実施し、必要に応じて関係機関とつなぐなど、チームで対応する。  (イ)学級担任や養護教諭による授業や、県の事業を活用した「いのちの先生」の授業など、「生命と性」に関する教育を実施する。	(ア)年間を通して実施  (イ)年1回以上	学校教育課
51	IV 自立の支援	9 生涯にわたる健康づくりへの支援	(2) 妊娠から子育てへの切れ目ない支援の充実	ア	母子保健の充実  (ア)「みとよ すくすく子育てサポートプラン」に基づき、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援に取り組めます。  (イ)母子手帳発行時に、全ての妊婦に保健指導を行うとともに、必要に応じて支援プランを作成し、医療機関等と連携し、支援体制の充実に努めます。  (ウ)乳幼児全戸訪問時に全産婦に受胎調節についての説明を行い、女性の主体的な避妊や性感染症予防に関する正しい知識の啓発を推進します。  (エ)市の広報紙やホームページを活用して、不妊治療に関する事業や相談機関を周知します。  (オ)配偶者(パートナー)と共に参加できる母子保健事業を推進します。	(ア)「みとよ すくすく子育てサポートプラン」に基づき、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援に取り組む。  (イ)母子手帳発行時に、全ての妊婦に保健指導を行うとともに、必要に応じて支援プランを作成し、医療機関等と連携し、支援体制の充実に努める。  (ウ)乳幼児全戸訪問時に全産婦に受胎調節についての説明を行い、女性の主体的な避妊や性感染症予防に関する正しい知識の啓発を推進する。相談機関のPR、事業の周知のために広報・HPへ事業詳細を掲載する。  (エ)市の広報紙やホームページを活用して、不妊治療に関する事業や相談機関を周知する。  (オ)配偶者(パートナー)と共に参加できる母子保健事業を推進する。	(イ・ウ)300件 (オ)3回/年	子育て支援課